

## 総会

配布：一般

2016年4月15日

### 第70会期

議事日程議題 15

#### 2016年4月1日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/70/L.42 and Add.1)]

#### 70/259. 国際連合栄養に関する行動の10年（2016年－2025年）

総会は、

2011年9月19日の66/2、2011年12月22日の66/221、2013年12月20日の68/231と68/233、2014年7月10日の68/300、2014年9月10日の68/309、2014年12月19日の69/240および2015年7月6日の69/310の総会諸決議を想起し、

国際連合食糧農業機関および世界保健機関により共同で準備された、2014年11月19日から21日までのローマにおける第二回国際栄養会議で採択された、適切な場合には、政府による使用のための一連の自発的な政策の選択肢および戦略を規定している、栄養に関するローマ宣言<sup>1</sup>の採択、並びに行動枠組<sup>2</sup>を歓迎し、

経済および社会分野における国際の10年に関する1989年5月24日の経済社会事理事会決議1989/84の添付文書の条項に注意し、

世界中の飢餓を根絶しそしてあらゆる形態の栄養失調、特に栄養不良、発育不良、衰弱、5歳

---

<sup>1</sup> 世界保健機関、文書EB 136/8、添付文書I。

<sup>2</sup> 同書、添付文書II。

未満の子どもの標準体重以下や太りすぎおよび女性と子どもの貧血、なかでも微量栄養素の不足、を予防し、並びに太りすぎと肥満の傾向の上昇を逆にしそしてあらゆる年齢集団における食物関連非感染性疾患の重荷を削減する必要性を意識し、

食料安全保障、栄養および持続可能な開発に貢献するため食料連鎖を通じた食料ロスと廃棄を削減する必要性もまた意識し、

8億近くの人々が慢性的に栄養不良のままでありまた5歳未満の1億5,900万人の子どもが発育を妨げられ、5歳未満のおおよそ5,000万人の子どもが衰弱し、20億人以上の人々が微量栄養素の不足に苦しみそしてその6億人以上がでっぷりと太った、19億人以上の太りすぎの大人の、あらゆる地域での肥満により影響を受けた人々の数の急速な増加に懸念を表明し、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、そのあらゆる形態および次元の極貧を含む貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

持続可能な開発のための2030アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアディス・アベバ行動目標に関する2015年7月27日の総会決議69/313もまた再確認し、

持続可能な開発目標と具体的目標は、統合されそして分割できずまた持続可能な三つの次元を平均させていることを想起し、そして飢餓を終わらせ、食料の安全保障と改善された栄養を達成しそして持続可能な農業を促進することを目的とする持続可能な開発目標2に到達することの重要

性並びにその他の目標の連結した具体的目標を認め、

1. 既存の組織および利用可能な資源の範囲内で、国際連合栄養に関する行動の 10 年 2016-2025 年を宣言することを決定する。

2. 適切な場合には、政府による使用のための一連の自発的な政策の選択肢および戦略を規定している、栄養に関するローマ宣言<sup>1</sup>、並びに行動枠組<sup>2</sup>を是認する。

3. 国際連合食糧農業機関および世界保健機関に対し、世界食糧計画、国際農業開発基金および国際連合児童基金と共同して、国際連合栄養に関する 10 年(2016-2025)の実施を主導すること、並びに栄養に関する常設委員会のような調整メカニズムおよび世界の食糧安全保障に関する委員会のようなマルチ・ステークホルダー・プラットフォームを使いつつ、その職務権限に沿ったまたその他の国際的なまた地域的な機構やプラットフォームと協議して、2016-2025 のためのその実施手段に沿って、ローマ宣言とその行動枠組に基づく作業計画を特定しまた策定することを求める。

4. 政府および国際的なまた地域的な機構、市民社会、民間部門および学界を含む、その他の関連する利害関係者に対し、適切な場合には、自発的拠出金を通じたものを含む、国際連合栄養に関する行動の 10 年の実施を積極的に支援することを招請する。

5. 事務総長に対し、国際連合食糧農業機関および世界保健機関により共同でまとめられた二年ごとの報告書に基づき、国際連合栄養に関する行動の 10 年の実施について総会に報告することを招請する。

第 90 回本会議

2016 年 4 月 1 日